

高知市地域公共交通推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成する高知市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の推進を図るため、高知市地域公共交通推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項又は第21条第2号の許可を受けて同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月1日から翌年9月30日までとする。ただし、次条第4号に掲げる事業については、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項に規定する期間により難しい場合は、市長が別に定める期間を補助対象期間とすることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 生活バス路線運行事業（市町村単独補助系統）（住民生活に不可欠な生活バス路線の運行維持のため、自動車交通の普及等による輸送人員の減少等によりその全部又は一部の遂行が困難となっている生活バス路線においてバスを運行する事業であって、主に高知市内を運行するもの（第5号及び第6号に掲げるものを除く。）をいう。）
- (2) 廃止路線代替バス路線運行事業（住民生活に不可欠な生活バス路線の運行維持のため、過疎現象等により利用が極めて少なく、生活バス路線としては運行が廃止となった主に高知市内を運行する路線を代替してバスを運行する事業（第7号に掲げるものを除く。）をいう。）
- (3) デマンド型乗合タクシー運行事業（本市の公共交通の不便な地域において地域住民の生活に必要な交通手段を確保するため、乗合タクシー（タクシー車両（定員11人未満のものに限る。）を利用して、利用者の予約に基づき乗り合いながら運行するものをいう。以下同じ。）を運行する事業をいう。）
- (4) 公共交通利用環境整備事業（本市の住民生活を支える公共交通の維持及び確保並びに利用環境の向上を図るために必要な施設を整備する事業をいう。）
- (5) 生活バス路線運行事業（国庫補助系統）（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）第6条第1項に規定する事業であって、国要綱第7条に規定する地域公共交通計画に基づき、住民生活に不可欠な生活バス路線の運行維持のため、自動車交通の普及等による輸送人員の減少等によりその全部又は一部の遂行が困難となっている生活バス路線においてバスを運行する事業であって、本市を含む複数の市町村にまたがって運行するものをいう。）
- (6) 生活バス路線運行事業（県補助系統）（高知県バス運行対策費補助金交付要綱第19条に規定する路線においてバスを運行する事業であって、本市を含む複数の市町村にまたがって運行するものをいう。）
- (7) 廃止路線代替バス路線運行事業（県補助系統）（高知県バス運行対策費補助金交付要綱第19条に規定する路線においてバスを運行する事業であって、本市を含む複数の市町村にまたがって運行するものをいう。）

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとし、補助率は、同表に定めるとおりとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（地域公共交通プランの認定）

第7条 補助対象事業のうち第4条第1号から第4号まで及び第7号に掲げるものに係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該事業の実施計画（以下「地域公共交通プラン」という。）について、当該事業に着手する前に地域公共交通プラン認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請し、その認定を受けなければならない。この場合において、地域公共交通プランは、公共交通計画に適合するものでなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、適当と認めたときは地域公共交通プラン認定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の地域公共交通プラン認定却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ高知市地域公共交通会議（高知市地域公共交通会議設置要綱（令和4年6月20日制定）に基づき設置する高知市地域公共交通会議をいう。以下同じ。）に意見を聴かなければならない。

（地域公共交通プランの変更承認等）

第8条 補助対象者は、前条第1項の規定により認定を受けた地域公共交通プランの内容を変更し、中止し、又は廃止するときは、事前に市長に協議の上、所定の地域公共交通プラン変更等承認申請書に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の決定について準用する。

（補助金の交付申請）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止するときは、事前に市長に協議の上、補助事業変更等承認申請書（様式第5号）に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付決定額の20パーセント以内で減額をする場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、軽微な変更をする場合

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第6号）に係る書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第9条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者には通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第16条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者には通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

3 第9条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第13条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（財産処分の制限等）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

（調査等）

第20条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（安定した経営が見込まれる補助対象者に関する適用除外等）

第22条 補助対象者のうち安定した経営が見込まれると市長が認めるものについては、補助対象事業の完了後に補助金の交付申請その他必要な手続を行うことができる。この場合において、第12条、第13条及び第16条の規定は適用せず、第14条及び第18条第3項の規定の適用については、第14条中「前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し」とあるのは「第10条第1項の規定により補助金の交付決定を行う場合において」と、第18条第3項中「第13条第1項の報告の」とあるのは「第14条に規定する補助金額の確定通知を受けた」と、「金額（同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）」とあるのは「金額」とする。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（地域公共交通プランの認定に関する特例）

2 この要綱の施行の際現に高知市地域公共交通会議の意見を聴いて認定されている高知市地域公共交通プランは、第7条第1項の規定により認定されたものとみなす。

（平成30年度の補助金の交付申請に関する特例）

3 補助対象事業のうち第4条第3号及び第4号に掲げるものに係る平成30年度の補助金の交付申請に関する第3条の規定の適用については、同条中「前年度の10月1日から翌年9月30日」とあるのは、「4月1日から9月30日」とする。

（令和2年度における補助金に関する特例）

4 令和2年度に交付決定を受ける第4条第1号及び第5号に掲げる事業については、第5条に規定する経費の

ほか、それぞれ次の表に掲げる経費を補助対象経費とし、当該補助対象経費に係る補助率は、同表に定めるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率
第4条第1号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から別表区分1の項に掲げる補助対象経費を控除した額	2分の1
第4条第5号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から国庫補助金及び高知県バス運行対策費補助金の交付額並びに別表区分5の項に掲げる補助対象経費を控除した額	10分の10

(令和3年度における補助金に関する特例)

- 5 令和3年度に交付決定を受ける第4条第5号及び第6号に掲げる事業については、第5条に規定する経費のほか、それぞれ次の表に掲げる経費を補助対象経費とし、当該補助対象経費に係る補助率は、同表に定めるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率
第4条第5号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から国庫補助金及び高知県バス運行対策費補助金の交付額並びに別表区分5の項に掲げる補助対象経費を控除した額	10分の10
第4条第6号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から高知県バス運行対策費補助金の交付額及び別表区分6の項に掲げる補助対象経費を控除した額	10分の10

(令和4年度における補助金に関する特例)

- 6 令和4年度に交付決定を受ける第4条第5号及び第6号に掲げる事業については、第5条に規定する経費のほか、それぞれ次の表に掲げる経費を補助対象経費とし、当該補助対象経費に係る補助率は、同表に定めるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率
第4条第5号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から国庫補助金及び高知県バス運行対策費補助金の交付額並びに別表区分5の項に掲げる補助対象経費を控除した額	10分の10
第4条第6号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から高知県バス運行対策費補助金の交付額及び別表区分6の項に掲げる補助対象経費を控除した額	10分の10

(令和6年度における補助金に関する特例)

- 7 令和6年度に交付決定を受ける第4条第5号に掲げる事業については、第5条に規定する経費のほか、次の表に掲げる経費を補助対象経費とし、当該補助対象経費に係る補助率は、同表に定めるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率
第4条第5号に掲げる事業	当該事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達しないものの経常費用と経常収益の差額から国庫補助金及び高知県バス運行対策補助金の交付額並びに別表区分5の項に掲げる補助対象経費を控除した額	10分の10

(高知市生活バス路線運行維持費補助金交付要綱等の廃止)

8 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 高知市生活バス路線運行維持費補助金交付要綱（平成14年3月27日制定）
- (2) 高知市廃止路線代替バス運行費補助金交付要綱（平成14年10月1日制定）
- (3) 高知市公共交通利用環境整備事業費補助金交付要綱（平成24年5月22日制定）
- (4) 高知市デマンド型乗合タクシー運行費補助金交付要綱（平成28年9月1日制定）

(高知市生活バス路線運行維持費補助金交付要綱等の廃止に伴う経過措置)

9 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市地域公共交通推進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市地域公共交通推進事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行し、改正後の附則第4項の規定は令和2年7月2日から、改正後の別表の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行し、改正後の別表の規定は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	事業名称	補 助 対 象 経 費	補 助 率
----	------	-------------	-------

1	生活バス路線運行事業（市町村単独補助系統）	第4条第1号に掲げる事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達していないものの経常費用（補助対象者の実車走行キロ当たりの経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い方の額を使用して算定したものをいう。）と経常収益との差額	10分の10
2	廃止路線代替バス路線運行事業	第4条第2号に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 本市及び関係市町村並びに補助対象者との間で締結する廃止路線代替バス運行に関する覚書に定める運行系統におけるバスの運行に要する経費で、補助対象期間に係る経常費用から経常収益を差し引いた経常損失額 (2) 車両本体及びその附属機器の購入に要する経費	10分の10
3	デマンド型乗合タクシー運行事業	第4条第3号に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 試験運行費 高知交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の普通車に係る時間制運賃のうち30分当たりの上限運賃（以下「30分当たりの上限運賃」という。）に乗合タクシーの運行開始前に実施する試験運行の回数（20回を限度とする。）を乗じて得た額 (2) 運行費 高知交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の普通車（普通車以外の車種による運行が普通車による運行と比較してより効率的であると認められるときは、当該車種）に係る上限運賃に基づき距離制運賃又は距離制運賃及び時間距離併用運賃を用いて算定した運行実績額（以下「運行実績額」という。）から当該事業に係る運賃収入その他の収入額（以下「運行収入等」という。）を控除した額。ただし、川口営業所バス停留所及び土佐山庁舎前バス停留所に接続する便については、30分当たりの上限運賃（補助対象者が有する営業所から川口営業所バス停留所又は土佐山庁舎前バス停留所の間に要する時間が30分に満たない場合は、その所要時間を使用して算定した額）に運行回数を乗じて得た額に運行実績額を加えた額から運行収入等及び国庫補助金の交付額を控除した額	10分の10
4	公共交通利用環境整備事業	第4条第4号に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 交通結節機能の強化のための駐輪場及び駐車場の整備に係る経費 (2) バス停留所等の整備、改良及び撤去等に係る経費	2分の1
5	生活バス路線運行事業（国庫補助系統）	第4条第5号に掲げる事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達していないもののうち、次の各号に掲げるものについて、当該各号に定める額から国庫補助金及び高知県バス運行対策費補助金の交付額を控除した額 (1) 当該路線の経常費用（補助対象者の実車走行キロ当たりの経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い方の額を使用して算定したものをいう。）と経常収益との差額（当該経常費用の20分の9を限度とする。）	10分の10

		(2) 当該路線の経常収益が経常費用（補助対象者の実車走行キロ当たりの経常費用を使用して算出したものをいう。）の20分の11に満たない場合は、当該経常費用の20分の11と経常収益との差額。	
6	生活バス路線運行事業（県補助系統）	第4条第6号に掲げる事業に係る運行路線であって補助対象期間における運行によって得た経常収益が経常費用に達していないものの経常費用（補助対象者の実車走行キロ当たりの経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い方の額を使用して算定したものをいう。）と経常収益との差額から、高知県バス運行対策費補助金の交付額を控除した額	10分の10
7	廃止路線代替バス路線運行事業（県補助系統）	第4条第7号に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 本市及び関係市町村並びに補助対象者との間で締結する廃止路線代替バス運行に関する覚書に定める運行系統におけるバスの運行に要する経費で、補助対象期間に係る経常費用と経常収益との差額から、高知県バス運行対策費補助金の交付額を控除した額 (2) 車両本体及びその附属機器の購入に要する経費	10分の10

備考 この表において「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度をいう。以下同じ。）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。